

公共交通機関の存続に向け、ＪＲ九州等に係る 経営支援策等に関する意見書

昭和62年4月1日に国鉄が分割・民営化され、自立経営を確保し、公共輸送の使命と地域を支える鉄道の再生を図るべく、ＪＲ7社が誕生しました。そして、ＪＲ東日本、ＪＲ東海、ＪＲ西日本の本州3社は、株式を上場して完全民営化を果たしました。

しかし、ＪＲ九州を初めとしたＪＲ北海道、四国のＪＲ三島会社と、ＪＲ貨物については、積極的な営業施策や徹底した経営効率化などの努力を重ねてきましたが、自立経営を確保するめどが立っていません。

ＪＲ三島会社は、営業赤字を前提に経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策をもとに黒字を確保する形で設立されました。金利の急落で経営安定基金の運用益が半減しながらも、各社の努力で何とか経営を維持しているのが実態です。

こうした中、本年度末には、ＪＲ三島・貨物会社の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の特例措置が期限切れを迎えます。

ＪＲは、地域住民の足として、国民生活に欠くことのできない存在です。これらの支援策が講じられなければ、再び赤字線の廃止や運賃改定などによって、利用者や地域住民に犠牲が押しつけられることになるのは必至です。

よって、国におかれては、次年度の税制改正において、下記の事項について実施するよう強く要請いたします。

記

- 1 ＪＲ三島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を軽減する特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」等）を延長すること。
- 2 ＪＲ三島・貨物会社を初め、鉄道事業各社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税については、現在の特例措置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成23年9月22日

長 崎 市 議 会